# 鹿児島県公報

令和5年12月12日(火)第473号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

公

Д

告

○開発行為に関する工事の完了公告 公安委員会告示 (建築課取扱い) 1

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 1

警察 本部告示

○鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第2条第2項に規定する対象手続の告示(※) (情報管理課取扱い)2

## 公

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 姶良市三拾町字吉野町103番1,104番,866番2及び885番1
- 始良市三拾町字吉野町103番1,104番,866番2及び885番1 2 公共施設の種類,位置及び区域 道路 姶良市三拾町字吉野町103番1の一部,104番の一部及び866番2の一部

公園 姶良市三拾町字吉野町103番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名 姶良市加治木町反土1871番地

住マイル

代表者 井上勝巳

# 公 安 委 員 会 告 示

#### 鹿児島県公安委員会告示第122号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年12月12日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

	The second secon		
遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	ΡビッグポップコーンΥ	株式会社A-gon	1P0237
ぱちんこ遊技機	PAルパン三世真速89GO1	株式会社平和	310507
ぱちんこ遊技機	P新世紀エヴァンゲリオン15	株式会社ビスティ	1P1294
	未来への咆哮Y		

### 鹿児島県公報

ぱちんこ遊技機	Pコードギアス	反逆のルルーシ	株式会社ビスティ	3P0218
	д 3 Y			
回胴式遊技機	Lキングパルサー	-SLCC	セブンリーグ株式会社	3S1231

## 警察本部告示

#### 鹿児島県警察本部告示第5号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程(令和3年鹿児島県警察本部訓令第24号)第2条第2項の規定により、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条の規定により鹿児島県公安委員会が定める行政手続等に係る申請等について法令の名称及び規定を次のとおり告示し、令和5年12月14日から施行する。

なお、令和4年12月23日鹿児島県警察本部告示第2号(鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第2条第2項に規定する対象手続の告示) は、令和5年12月13日限り廃止する。

令和5年12月12日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

	鹿児島県警察本部長 野川明輝
法令の名称	規定
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項並びに第78条第1項,
	第4項及び第5項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第9条(警備業者が、その主たる営業
	所の所在する都道府県以外の都道府県
	の区域内で警備業務(内閣府令で定め
	るものを除く。)を行おうとするときの
	届出に限る。),第10条第1項,第16条
	第2項及び第3項並びに第17条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法	第8条第1項
律(平成13年法律第57号)	
重要施設の周辺地域の上空における小型無人	第10条第3項
機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法	
律第9号)	
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60	第5条第1項、第8条第1項及び第8
号)	条の5第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する	第17条第1項
法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則	
第 4 号)	
遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会	第26条, 第28条第2項, 第28条第3項
規則第6号)	(第1号イ及び第2号イを除く。), 第
	31条第1項,第32条,第33条第1項及
	び第41条
鹿児島県道路交通法施行細則(昭和53年鹿児	第8条第2項及び第15条
島県公安委員会規則第16号)	